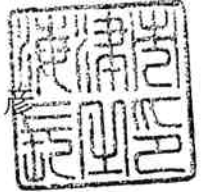


諮問第 1 号

市民第 556 号
平成 19 年 6 月 14 日

海津市個人情報保護審査会長 様

海津市長 松 永 清



「個人情報取扱事務の目的以外に個人情報を利用し、
又は提供をする場合」を定めることについて
(諮 問)

海津市個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 6 号の規定により、個人情報取扱事務の目的以外に個人情報を利用し、又は提供する場合を定めることについて、別紙により貴会の意見を求めます。

(別 紙)

事務の名称	「後期高齢者医療制度」に関する事務	
担 当 課	海津市 市民福祉部 市民課	
個人の類型	「海津市内の75歳以上の全市民」 及び 「海津市内の障害認定を受けた65歳から74歳までの全市民」	
個人情報の提供先	岐阜県後期高齢者医療広域連合	
提供する 個人情報の内容	住民基本台帳情報 外国人登録情報 住登外登録情報	<ul style="list-style-type: none">・ 氏名・ 通称名・ 生年月日・ 性別・ 現住所・ 転入前住所・ 転出先住所・ 世帯番号・ 個人番号・ 介護保険番号・ 続柄・ 住定年月日・ 異動年月日・ 住民年月日・ 消除年月日・ 国籍・ 外国人区分コード・ 在留資格コード

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在留年月日
老人保健情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名 ・ 生年月日 ・ 性別 ・ 現住所 ・ 個人番号 ・ 老人保健受給者番号 ・ 続柄 ・ 住定年月日 ・ 異動年月日 ・ 老人保健受給資格取得・喪失年月日 ・ 資格取得・喪失事由コード ・ 障害認定理由 ・ 金融機関情報（金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人） ・ 電話番号
生活保護受給者情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護受給者の開始・廃止・停止年月日
負担区分判定・認定に用いる情報	<p>（所得税法の規定による）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収入金額の合計額 ・ 総収入金額の合計額 ・ 老齢福祉年金受給者情報
所得・課税情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名 ・ 生年月日 ・ 性別 ・ 現住所 ・ 個人番号 ・ 課税・非課税区分コードの未申告区分

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市長村民税課税所得 ・ 営業所得額等、各種所得額 ・ 分離短期一般特別控除額等、各種控除額 ・ 繰越順損失額等、各種損失額
期割情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者番号 ・ 氏名 ・ 生年月日 ・ 性別 ・ 現住所 ・ 賦課年度・相当年度 ・ 期別番号 ・ 徴収方法区分 ・ 賦課（納期限）年月日 ・ 保険料期割額
収納情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者番号 ・ 氏名 ・ 生年月日 ・ 性別 ・ 現住所 ・ 賦課年度・相当年度 ・ 期別番号 ・ 徴収方法区分 ・ 領収（収納）年月日 ・ 保険料収納済み額
滞納者情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者番号 ・ 氏名 ・ 生年月日 ・ 性別 ・ 現住所

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 賦課年度・相当年度 ・ 期別番号 ・ 滞納状態コード・督促保留区分 ・ 催告書発行年月日、催告書期限年月日 ・ 不能欠損情報
	高額該当情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名 ・ 生年月日 ・ 性別 ・ 現住所 ・ 個人番号 ・ 老人保健受給者番号 ・ 高額該当区分情報
提供する理由	<p>平成18年度に医療保険制度の抜本的な見直しが行われ、「医療制度改革関連法」「健康保険法の一部を改正する法律」が制定された。</p> <p>これにより、平成20年4月から「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正されることになった。その中で、75歳以上の国民は全て、「後期高齢者医療制度」の枠組みの中に位置付けられることになった。</p> <p>「後期高齢者医療制度」創設に係る大きなポイントは、次の2つ。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保険料は個人単位で賦課され、個人から徴収する。年金からの特別徴収が主になる。(介護保険と同様) 2. 医療保険者は、各自治体ではなく、県下の全自治体からの負担金によって運営される「後期高齢者医療広域連合」という県単位の新しい組織が担う。(地域間医療格差の平準化を目指す) <p>「被保険者台帳の創設、資格の管理」 「保険料の賦課」 「保険給付」</p>	

以上の3つは、広域連合が行うことになっている。

これらの業務を開始するには、県内各自治体が保有する既存個人情報（上記）を、広域連合の電算処理機械へ取り込める形に加工して提供することが、必要不可欠である。

また、同連合が同業務を経常的且つ円滑に推進してゆくためには、業務開始後も、随時更新された情報を、経常的に取り込み続ける必要がある。

個人情報の提供の是非に関しては、本人同意に基づく事が原則であるが、管理対象となる被保険者数があまりに多大過ぎるため、対応は事実上不可能である。

その一方、国民年金・介護保険・国民健康保険といった既存の保険制度があまねく周知されている昨今においては、「保険料徴収」「保険給付」といった概念は違和感なく受け止められており、新しい公的保険制度運用のために既存情報を援用することは、特に支障を招かないものと推察される。